



042 (477) 9891



令和5年度に向けて

理事長 細貝泉

令和4年度も大過なく無事終了しましたが、3月27日（月）に「令和4年度の反省」と称しヘルパー研修会を開催いたしました。幸なことにコロナによる影響も軽微に終わり、利用者様にご迷惑をお掛けする事態には至らなかったように思います。しかしながら多くの反省点があることも事実であります。当研修においてこの1年間の「ヒヤリハット」を中心に反省すべきところは反省し、来年度の決意を新たにした次第であります。

この場を借りて、簡単に既成事実の「ヒヤリハット」を簡単に紹介させていただきます。



当事業所では主に介護保険と障害支援を中心にサービス提供しておりますが、特に障害支援における利用者との対応においてヒヤリとする部分が発生しております。

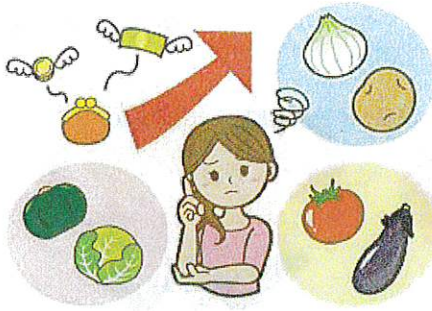
例えば、美容室での移乗の際、利用者を下の方にずり落ちて、危うく床に落ちるところであった。今後は4人体制で対応することに。またバスから降り、車椅子を押して利用者宅に向かう途中に迷子になってしまい、この為大幅に帰宅時間が遅れた。担当ヘルパーは方向音痴の可能性があり、適材適所の人材配置への配慮の欠如もあり我々サービス提供責任者の反省があります。

また介護保険においても、あつてはならない訪問を失念する事実も何件かありました。サ責による日々の緊張感の維持の働きかけに責任を痛感致します。

令和5年度は団塊の世代の一部が75歳に達する年でもあります。全団塊の世代が75歳に達する2025年にはヘルパーが約30万人不足と言われております。こうした環境のなかで、当法人では職員の待遇改善に努め、そして研修等を通じ職員の意識改革に努め、同じミスを繰り返さないようにして皆様のご期待に応えたいと思っております。何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

「処遇改善加算Ⅰ」と「ベースアップ加算」

令和5年度において当法人では処遇改善Ⅰとベースアップ加算を昨年度と同様に申請いたしましたので宜しくお願いいたします。



4月から変わる生活

・**値上げラッシュ** 物価高が止まりません。帝国データバンクによりますと、この4月から5106品目の食品の値上げとなり、前年同月比の4倍超になります。特に牛乳や卵など特定の原料価格の上昇を受けた値上げが顕著です。バター、ヨーグルト、チーズ、マヨネーズ等が値上となりますが、ある調査によりますと、

今年度の家計負担は前年度より年2万6千円の負担増となりそうです。また、宅配運賃も上がりますが、ヤマト運輸は平均10%、佐川急便は平均8%の上昇となります。

・**出産育児一時金の増額** 引き上げは2009年以来で42万円から50万円の8万円の増額となります。近年の出産費用等の増額を配慮しての金額と考えられます。そもそも出産一時金は（国民）健康保険の給付内容のひとつです。出産手当金や傷病手当金などと同じ部類に入りますので、出産育児一時金を受け取るには公的医療保険の被保険者又は被扶養者である必要があります。

・**公的年金の支給引き上げ** 67歳以下の方は2.2%の引き上げ、また68歳以上の方は1.9%の引き上げとなります。年金額の改訂は「物価変動率」と「名目手取り賃金変動率」によって決まりますが、それに「マクロ経済スライド」分を引きます。今年度の場合、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分がさらに引かれる結果となりました。いずれにしても、年金額は多少上がりますが、とても現在の物価水準に及ばないこととなり、我々の生活はより厳しいものになりそうです。

・**自転車ヘルメット着用、努力義務** 死亡事故の犠牲者の約6割が頭部に致命傷を負っていることがわかっているそうです。負傷者の怪我の部位でみると、頭部はそれほど多い割合ではなく11%で、脚部が36%と最も多いのですが、死亡者に限定すると損傷部位として最も多いのが頭部の58%となっています。死亡者の内訳のうち、他の部位が、高くても胸部の12%等であることから、頭部へのダメージが致命傷に繋がる確率が高いことがわかります。しかし、ヘルメットを装着すると死亡率は大きく下がり、ヘルメットを着用していない場合の死亡率は、着用している場合と比較すると約2.2倍も高くなっています。

生活保護、最大11%引き上げ 本年10月から

本年10月から生活保護費のうち食費や光熱費などに充てる「生活扶助」の新たな基準額が40代夫婦と子ども2人の世帯では、見直し前に比べて地方で11.1%増の15万7000円、都市部で1.5%増の18万1千円となる見通しです。30代夫婦と子ども1人の世帯は、地方で4.9%増の13万4千円、都市部で4.2%増の15万3千円となります。

生活扶助の基準額は原則5年に1度見直され、保護を受けていない低所得世帯との均衡を図り決まります。厚生省の試算では75歳高齢者夫婦の世帯などが低所得世帯の生活費を上回ったが、物価高騰や新型コロナウイルスの影響を踏まえ、24年度末まで特例的に引き下げを見送り、現行の基準額を維持します。25年度以降の基準額は社会情勢を踏まえて判断するとのこと。